

第 1 章 事業計画

第1章 事業計画

1.1 事業者の名称及び所在地

事業者の名称：霞台厚生施設組合

代表者の氏名：管理者 今泉文彦（石岡市長）

事業者の所在地：茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

1.2 事業の種類

◆ごみ焼却施設及びリサイクルセンター

1.3 事業予定地の位置

所在地：茨城県小美玉市高崎 1824 番地 399 ほか

事業予定地は、図 1.3.1 に示すとおり小美玉市の南部、石岡市との市境付近に位置し、北側に国道 355 号が東西に走行し、西側に J R 常磐線が南北に走行している。また、南側約 1km には霞ヶ浦がある。

事業予定地は、本組合の敷地内で、従来からごみ処理施設の建設を行ってきた場所であるため大部分が平坦な地形となっている。現在も既存のごみ焼却施設、不燃物処理施設、ペットボトル圧縮梱包施設及び保管施設が東側敷地境界に沿うように位置している。敷地西側に隣接した小美玉市有地にはため池があり、道路を挟んで南側に広がる田園地帯に給水している。敷地の東側には南北に南側には東西に敷地境界に沿って市道が走っており、北側に民間の太陽光発電所が位置し、東側には市道を挟んで農地及び牧場が広がっている。

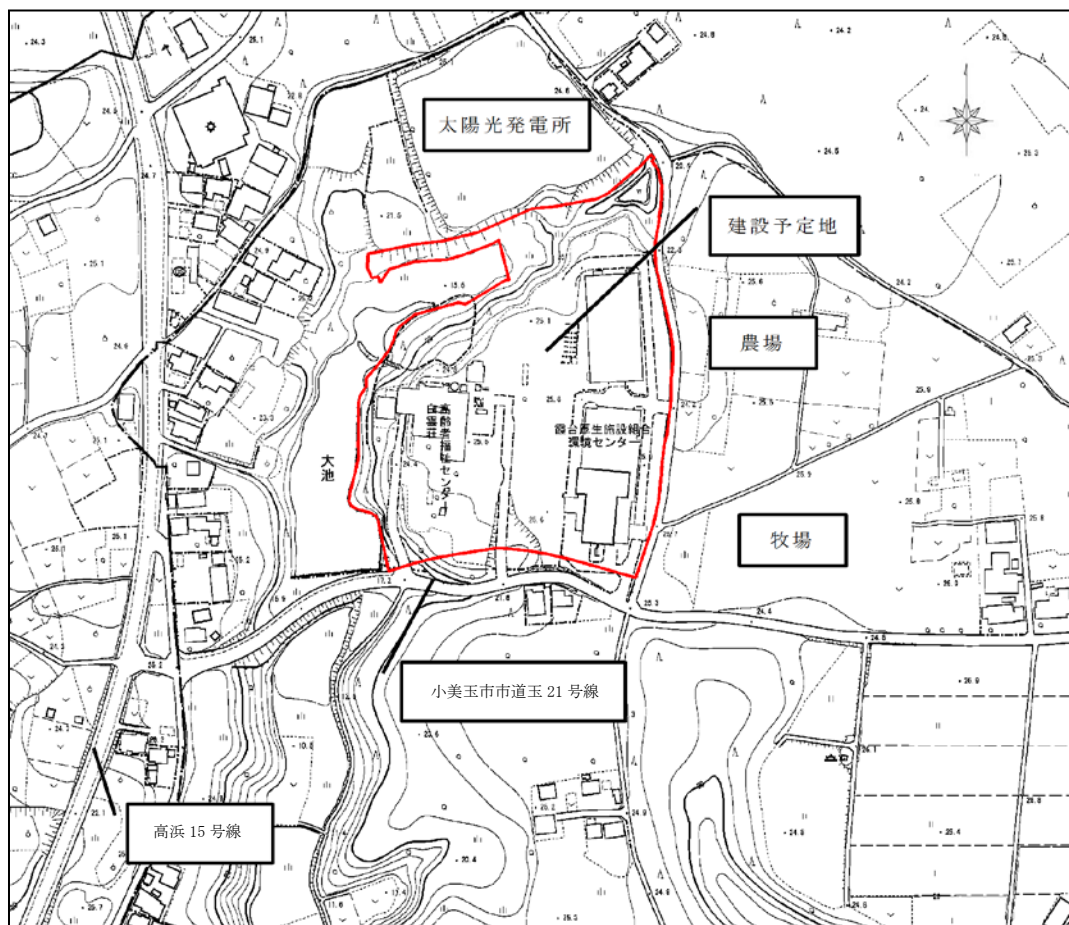
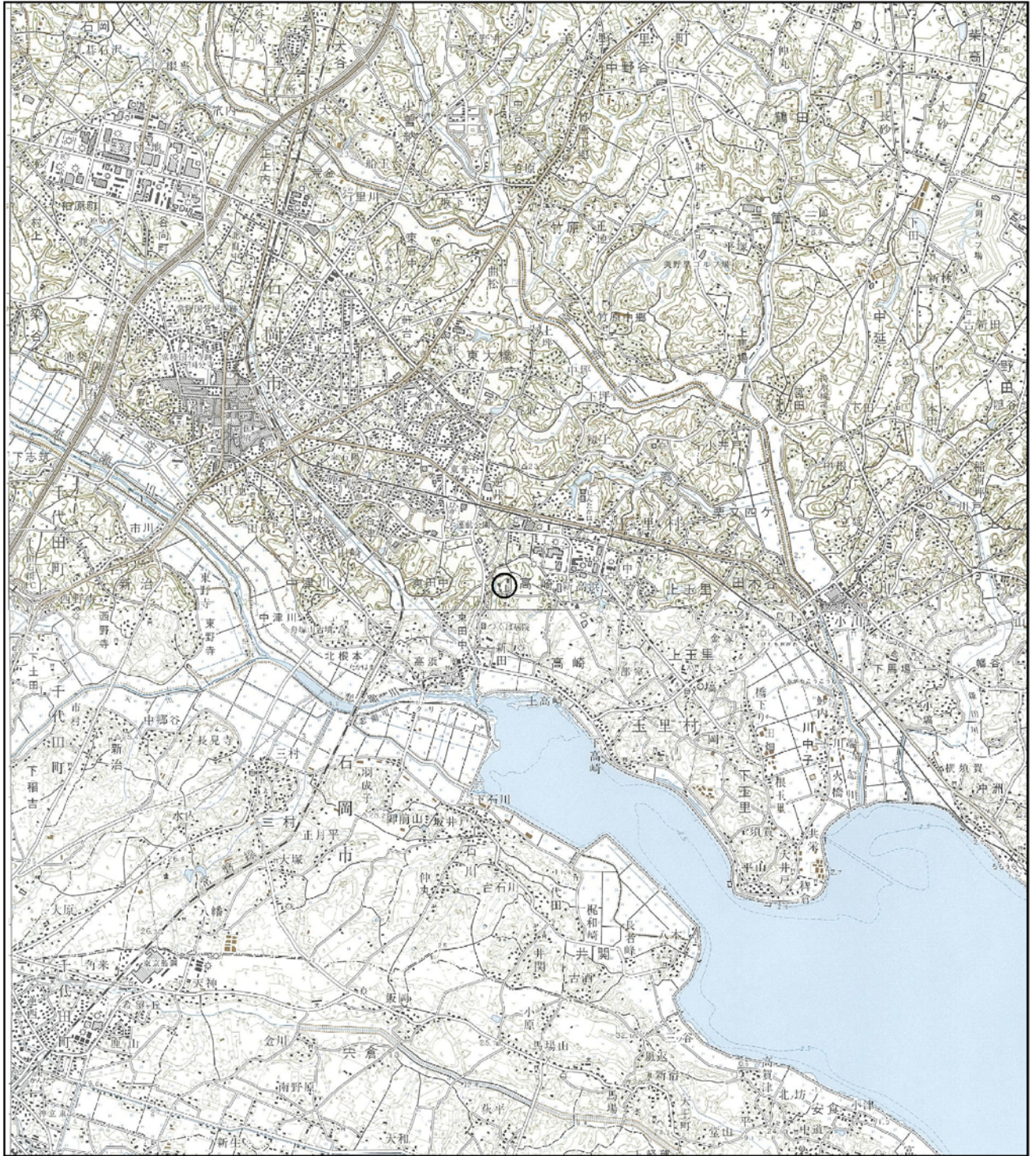




図 1.3.1(1) 事業予定地位置図



凡 例	
	事業予定地
	市町区界

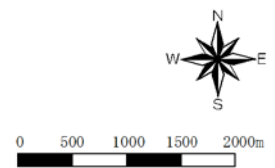


図 1.3.1(2) 事業予定地位置図

1.4 事業の目的

石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町（以降「4市町」と示します。）は、茨城美野里環境組合、霞台厚生施設組合及び新治地方広域事務組合においてそれぞれにごみ処理を行ってきた。

そのような中、本組合構成市町では、茨城美野里環境組合クリーンセンター（ごみ焼却施設、不燃物処理施設及びペットボトル圧縮梱包施設）、本組合環境センター（ごみ焼却施設、不燃物処理施設及びペットボトル圧縮梱包施設）、新治地方広域事務組合環境クリーンセンター（ごみ焼却施設、不燃物処理施設及びペットボトル圧縮梱包施設）のごみ処理施設において適正処理・処分を行っているが、老朽化により維持修繕費の増加や故障による機能停止等の懸念が年々増大する状況にある。

このことから、本組合では、3施設の統廃合、ごみ処理広域化による合理的、効率的なごみ処理を実現するため、新広域ごみ処理施設の整備を推進しているところである。

本事業は、ごみ焼却施設及びリサイクルセンターの整備を行うものであり、本件事業により一般廃棄物の適正処理を推進し、環境負荷の低減を図るとともに、多様化する時代のニーズに対応した新たなごみ処理システムの整備を行い、住民サービスの向上と経済性を追求した運営・維持管理を目指すものである。

1.5 事業の内容

1.5.1 事業の概要

本事業の概要は以下に示すとおりである。

表 1.5.1 焼却施設の概要

項目	焼却施設	現行の施設 (霞台厚生施設組合環境センター)
処理能力 (稼働時間)	215t/日 (107.5t/日×2炉) 24時間	126t/16h※ (63t/16h×2基)
竣工年	平成32年度予定	平成7年3月
処理方式	ストーカ方式	ストーカ方式
煙突高さ	地上59m	地上50m
排ガス処理	ろ過式集じん器(バグフィルタ)、 乾式有害ガス除去、活性炭吹込、 触媒脱硝、無触媒脱硝	ろ過式集じん器(バグフィルタ)、有 害ガス除去
排水処理	生物処理+凝集沈殿 下水道放流	クローズドシステム
余熱利用	エネルギー回収率の向上(15%以上) を目指し、場内利用、ごみ発電等 への利用を推進	高齢者福祉センター白雲荘への温水 供給

※ダイオキシン類削減対策として1炉24時間運転を行っている。

表 1.5.2 リサイクルセンターの概要

項目	リサイクルセンター	現行の施設 (霞台厚生施設組合環境センター)
処理能力	22t/日 (5時間)	30t/日 (5時間)
竣工年	平成32年度予定	平成7年3月
選別方式等	破碎設備：粗破碎機、高速回転破 碎機 選別設備：磁選機、アルミ選別機、 可燃物不燃物等分離装置 貯留設備：ヤード方式	—
排水処理	ごみ焼却施設へ圧送	—

1.5.2 処理対象物

本事業において処理する廃棄物は以下に示すとおりである。

表 1.5.3 処理対象廃棄物

処理施設	処理対象廃棄物
焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> ・紙、布類 ・ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類 ・木・竹・ワラ類 ・厨芥類 ・不燃物類 ・その他
リサイクルセンター	<p>【破砕設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ、缶類、金属類、陶磁器類等 ・粗大ごみ <p>【ペットボトル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル <p>【びん類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無色 ・茶色 ・その他の色

1.5.3 施設配置計画

本事業の建設工事は、現段階では詳細な施設配置計画は策定されていない。

このため、現段階で基本となる用途別の規模等を表 1.5.4 に、施設配置計画図（案）を図 1.5.1 に示す。

表 1.5.4 各施設の主な用途別の規模等

用途		規模等
建屋寸法	焼却施設	80m×60m×30m程度
	リサイクルセンター	
計量棟		3基
駐車台数		<ul style="list-style-type: none"> ・組合職員用：20台 ・施設運転管理要員用：40台 ・小学生：大型バス2台 ・一般来場者：20台
洗車場		5台分

注) 建物寸法は、メーカーヒアリング結果を参考に設定した。

1.5.4 処理フロー

1) 焼却施設

焼却施設の基本的な処理フローを図 1.5.2 に示す。

焼却施設の処理方式はストーカ式とし、燃えるごみ、破碎可燃物、選別可燃物を焼却処理する。焼却灰、飛灰は、民間事業者へ資源化を委託する。なお、事故やトラブル、災害等により外部資源化が困難な場合等を考慮し、最終処分することも可能とする。

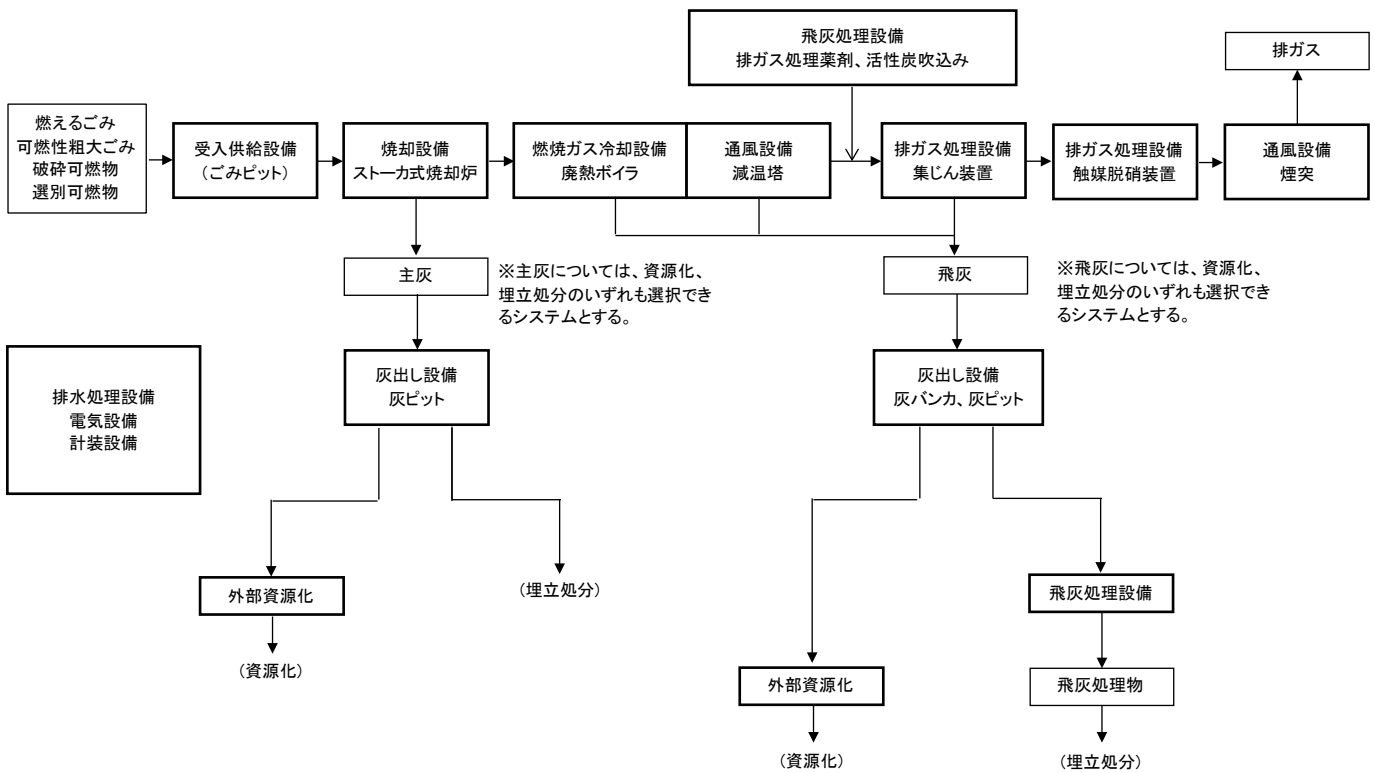


図 1.5.2 基本処理フロー図 (焼却施設)

2) リサイクルセンター

リサイクルセンターの基本的な処理フローを図 1.5.3 に示す。

リサイクルセンターは、燃えないごみ、粗大ごみは破碎・選別処理し小型家電品、金属類を回収し資源化するとともに、破碎可燃物、不燃残渣を回収し、それぞれ適正処理・処分を行うまで保管する。

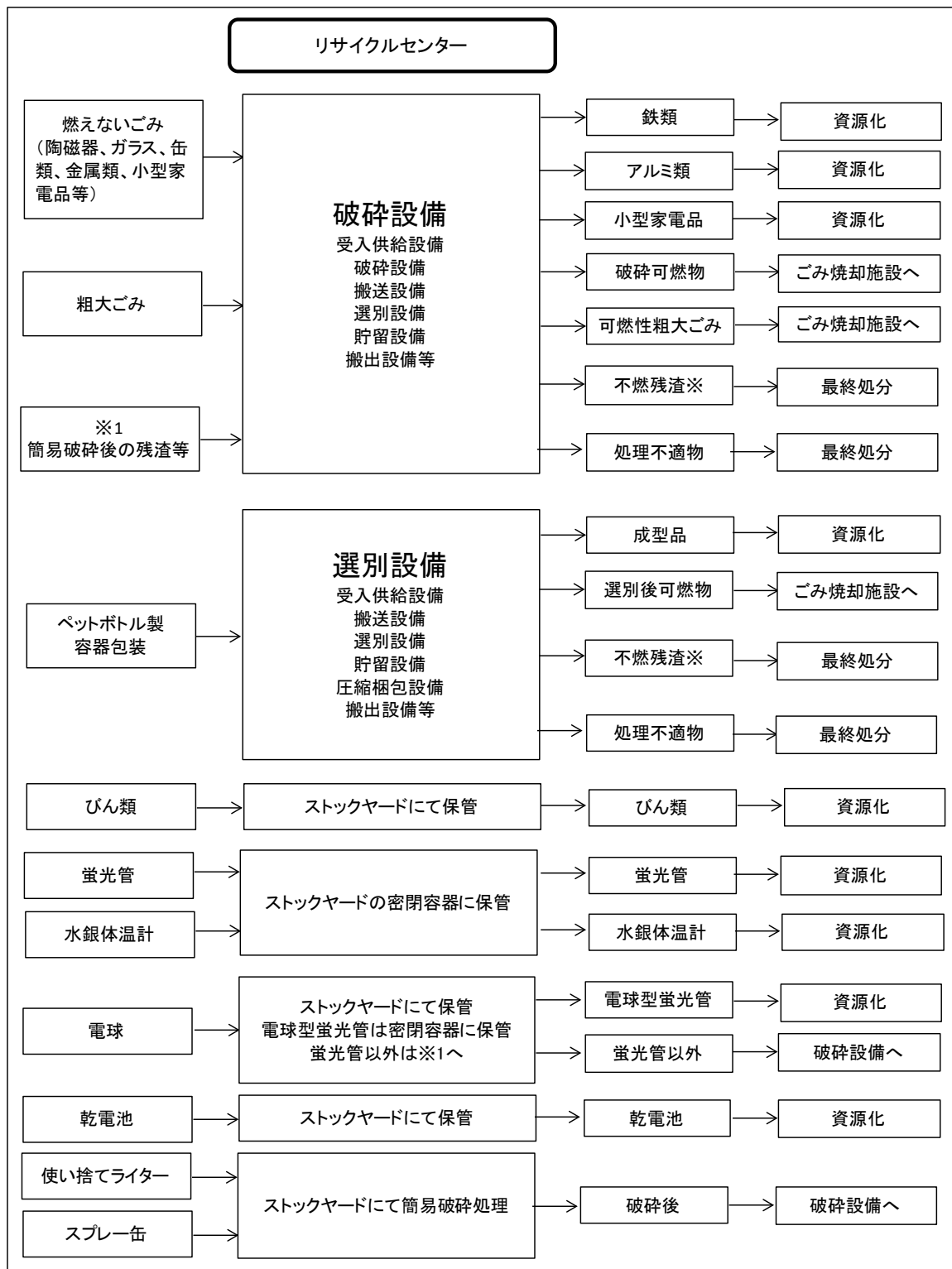


図 1.5.3 基本処理フロー図 (リサイクルセンター)

1.5.5 施設・設備計画

本事業における主要な設備を以下に示す。

表 1.5.5(1) 焼却施設の主要設備

設備	設備概要（方式等）
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼設備	ストーカ方式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、乾式有害ガス除去設備、活性炭吹込設備、触媒脱硝装置（必要に応じ）、無触媒脱硝装置
余熱利用設備	発電、場内給湯
通風設備	平衡通風方式
飛灰処理設備	飛灰薬剤処理方式（最終処分する場合）、加湿方式（外部資源化する場合）
排水処理設備	プラント排水・生活排水を対象 生物処理+凝集沈殿、下水道放流
電気設備	特別高圧受電
計装設備	分散型自動制御システム方式（DCS）

表 1.5.5(2) リサイクルセンターの主要設備

設備	設備概要（方式等）	
破砕設備	受入供給設備	・燃えないごみ 燃えないごみ受入貯留ヤード→供給設備 ・粗大ごみ 粗大ごみ受入ヤード（可燃粗大ごみと不燃粗大ごみの仕分け）→受入貯留ヤード→供給設備
	破砕設備	・燃えないごみ、粗大ごみ 粗破砕機、高速回転破砕機
	搬送・選別設備	搬送コンベヤ、磁選機、アルミ選別機、可燃物不燃物等分離装置
	貯留・搬出設備	・磁性物、アルミ：貯留（ヤード又はバンカ） ・破砕可燃物：搬送コンベヤ→（ごみ焼却施設ごみピットへ） ・不燃残渣：搬送コンベヤ→不燃残渣貯留設備
	排水処理設備	ごみ焼却施設へ圧送（リサイクルセンター共通）
	電気計装設備	データ処理装置を含むオペレータコンソールにての PLC を基本としたシステム（リサイクルセンター共通）
	選別設備	受入供給設備
搬送・選別設備		搬送コンベヤ、手選別コンベヤ 選別後可燃物搬送コンベヤ→（ごみ焼却施設ごみピットへ）
貯留・搬出設備		ペットボトル圧縮梱包機、資源物一時貯留ヤード、各搬送コンベヤ
保管設備	貯留・搬出設備 びん類、蛍光管、水銀体温計、電球、乾電池、使い捨てライター、スプレー缶及び処理困難物、処理不適物のストックヤード	

1.5.6 排出源の諸元

1) 焼却施設の諸元

焼却施設からの煙突排出ガスの諸元は、表 1.5.6 に示すとおりであり、排ガス濃度については、規制基準及び現施設より更に厳しい基準値を設定する。

表 1.5.6 煙突排出ガスの諸元

項	目	焼却施設の基準等	現行施設の基準等	法規制値
排ガス量：湿	(Nm ³ /h/炉)	30,000 (1 炉あたり)	42,000 (1 炉あたり)	—
排ガス量：乾	(Nm ³ /h/炉)	25,000 (1 炉あたり)	31,667 (1 炉あたり)	—
排ガス温度	(度)	190	160	—
炉	数	2 炉	2 炉	—
排 ガ ス	硫黄酸化物 (ppm)	30	30	約 3,000
	ばいじん (g/m ³ N)	0.01	0.01	0.04
	塩化水素 (ppm)	50	50	430
	窒素酸化物 (ppm)	50	150	250
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1	1	0.1
	水銀 (μg/m ³ N)	30	—	—

注 1) 焼却施設の排ガス量、排ガス温度は、メーカーヒアリング結果を参考に設定した。

注 2) 法規制値は、新処理施設の施設規模 (215 t/日) での規制値。

注 3) 水銀の法規制値は、平成 30 年 4 月以降竣工する新設炉に適用。

注 4) 現行施設の排ガス量は H27 排ガス測定結果の平均値である。

1.5.7 受入計画

各予測地点の廃棄物運搬車両（パッカー車）は、表 1.5.7 に示すとおり設定した。

時間交通量は、表 1.5.8 に示すとおり搬入時間帯(8 時分～12 時、13 時～17 時の 7 時間)で均等配分した。

また、廃棄物運搬車両の運行ルートは図 1.5.4 に示すとおり、市有交差点から搬入・搬出するものとした。

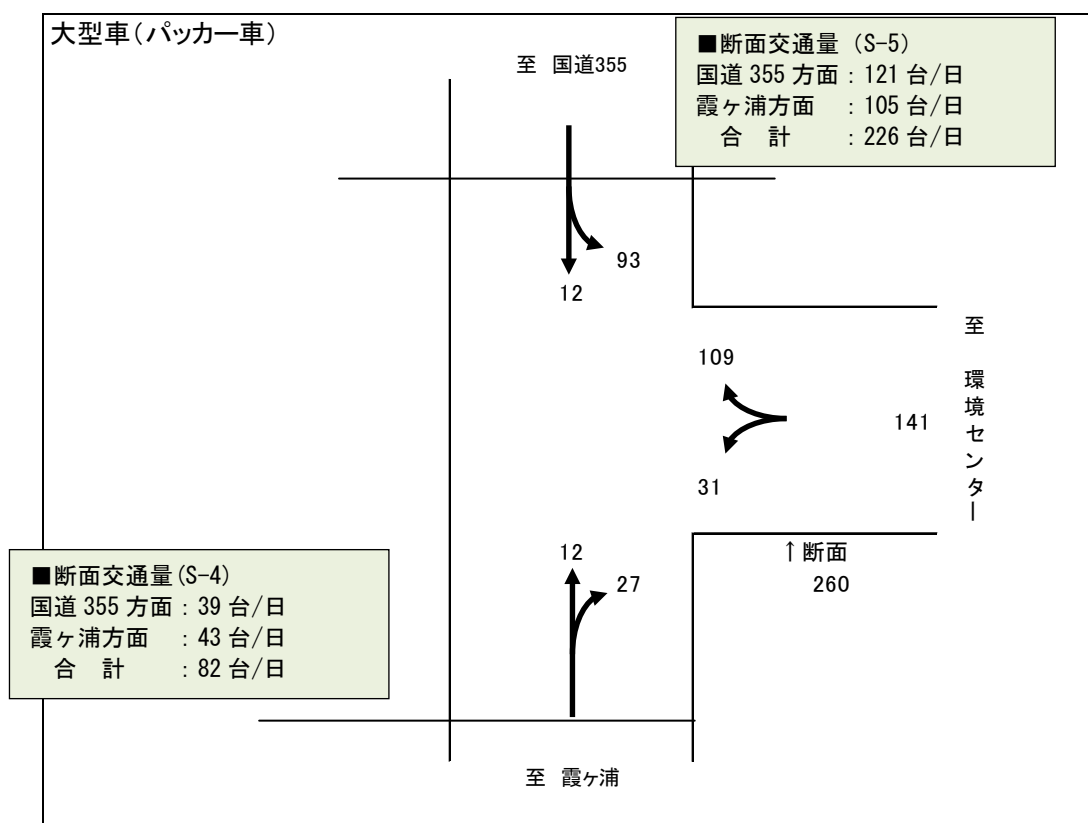
表 1.5.7 廃棄物運搬車両台数

地点	大型車 (台/日)			小型車 (台/日)	合計 (台/日)
	大型	パッカー	小計		
S-3	85	41	126	2,544	2,670
S-4	185	82 (48)	267 (233)	9,561	9,828 (9,794)
S-5	307	226 (155)	533 (462)	10,629	11,162 (11,091)

注 1) S-3 は現況交通量と同じとした。

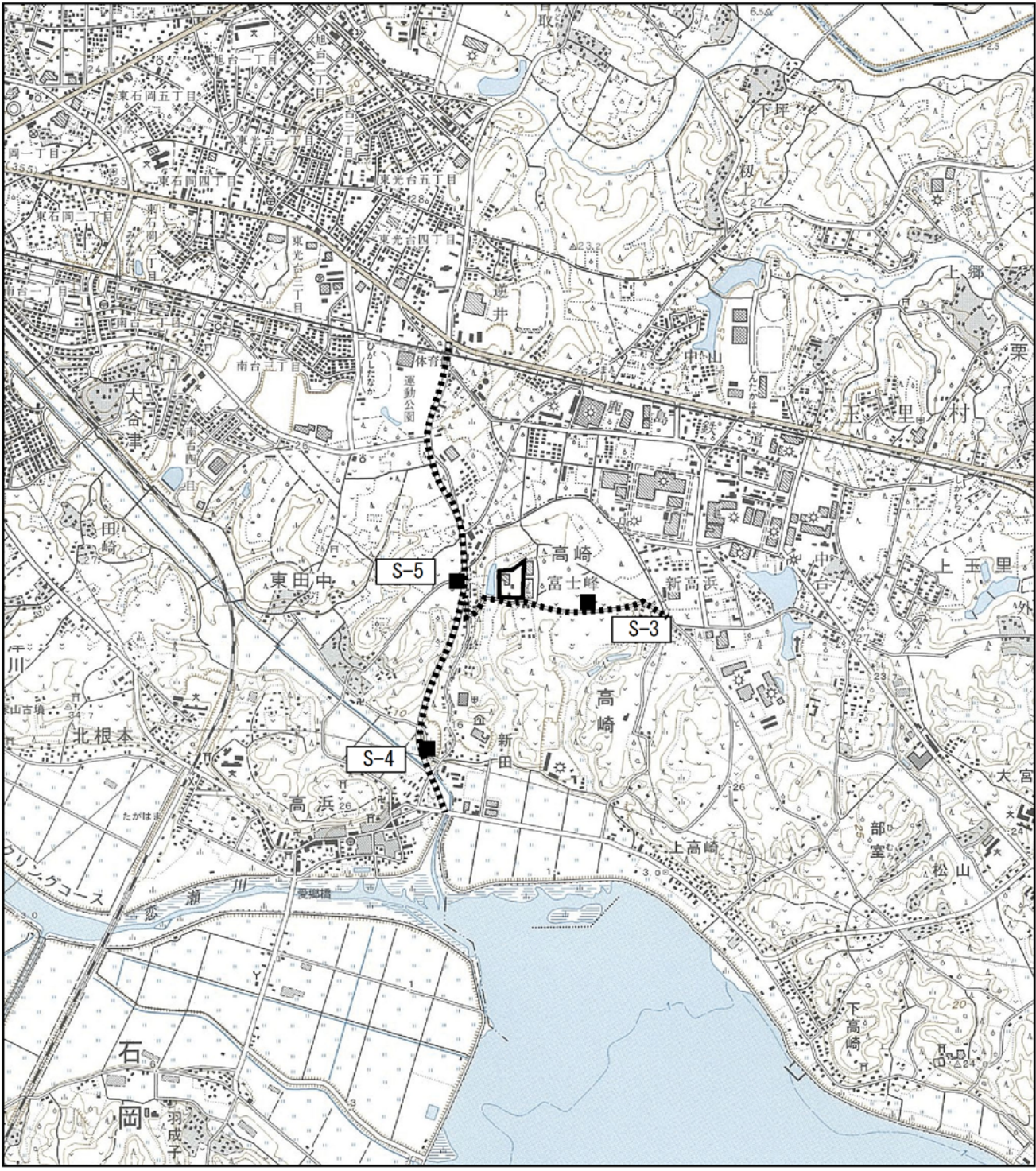
注 2) 表中の下段 () 数字は、現況交通量。

注 3) 新規の廃棄物運搬車両は S-4、S-5 を通過することを想定した。



単位：台/日

図 1.5.4(1) 市道交差点の方向別将来交通量（パッカー車のみ）



凡 例	
	事業予定地
	市町区界
	交通騒音・振動予測地点

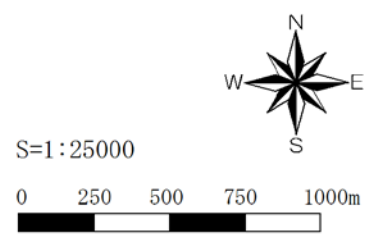


図 1.5.4(2) 廃棄物運搬車両の運行ルート

表 1.5.8(1) 廃棄物運搬車両の時間交通量 (S-3)

時間	■左側交通量①				■右側交通量②			
	大型車		小型車	平均走行速度	大型車		小型車	平均走行速度
	大型	パッカー			大型	パッカー		
0:00 ~ 1:00	1	0	3	47.3	1	0	8	47.8
1:00 ~ 2:00	1	0	1	42.0	0	0	1	52.1
2:00 ~ 3:00	2	0	0	44.2	1	0	1	48.3
3:00 ~ 4:00	4	0	2	45.2	1	0	2	44.2
4:00 ~ 5:00	4	0	8	48.9	2	0	7	49.5
5:00 ~ 6:00	2	0	26	49.7	0	0	13	51.1
6:00 ~ 7:00	1	0	77	50.8	3	0	43	50.0
7:00 ~ 8:00	1	0	150	50.2	1	0	134	50.6
8:00 ~ 9:00	1	4	109	48.4	2	6	165	49.7
9:00 ~ 10:00	2	3	81	49.4	5	3	68	49.4
10:00 ~ 11:00	0	3	70	47.3	1	1	55	49.7
11:00 ~ 12:00	0	1	68	49.0	1	3	68	46.8
12:00 ~ 13:00	0	1	68	47.6	2	0	47	45.5
13:00 ~ 14:00	1	3	63	47.6	0	5	52	50.3
14:00 ~ 15:00	0	3	61	48.5	0	2	62	48.7
15:00 ~ 16:00	3	1	84	46.3	5	1	87	47.2
16:00 ~ 17:00	2	0	86	49.1	3	0	79	49.0
17:00 ~ 18:00	4	0	118	49.8	5	0	97	49.5
18:00 ~ 19:00	6	0	122	49.3	1	1	78	48.7
19:00 ~ 20:00	1	0	53	47.9	0	0	54	50.3
20:00 ~ 21:00	1	0	27	47.8	4	0	42	49.9
21:00 ~ 22:00	2	0	27	47.8	3	0	36	49.0
22:00 ~ 23:00	2	0	6	47.6	0	0	19	50.4
23:00 ~ 0:00	2	0	4	45.6	1	0	12	49.8
合計	43	19	1,314		42	22	1,230	

備考 1) 廃棄物運搬車量は大型車扱いとした。

備考 2) 表中の台数は片道台数である。

表 1.5.8(2) 廃棄物運搬車両の時間交通量 (S-4)

時間	■左側交通量②				■右側交通量①			
	大型車		小型車	平均走行速度	大型車		小型車	平均走行速度
	大型	パッカー			大型	パッカー		
0:00 ~ 1:00	1	0	28	53.2	2	0	20	49.4
1:00 ~ 2:00	2	0	9	51.7	1	0	11	48.1
2:00 ~ 3:00	1	0	15	50.0	2	0	10	49.3
3:00 ~ 4:00	0	0	5	45.1	1	0	12	46.8
4:00 ~ 5:00	2	0	20	50.6	1	0	24	48.2
5:00 ~ 6:00	3	0	50	52.9	0	0	60	51.4
6:00 ~ 7:00	1	0	192	52.4	6	0	317	52.4
7:00 ~ 8:00	7	0	446	51.6	2	0	533	47.3
8:00 ~ 9:00	3	5	343	49.9	5	5	303	49.2
9:00 ~ 10:00	7	5	247	50.9	3	5	263	47.3
10:00 ~ 11:00	5	5	249	47.3	7	5	222	48.8
11:00 ~ 12:00	5	5	311	46.8	4	5	287	49.3
12:00 ~ 13:00	6	0	245	47.8	4	0	232	50.8
13:00 ~ 14:00	6	5	238	47.7	6	5	215	49.4
14:00 ~ 15:00	7	5	265	47.5	11	5	254	47.6
15:00 ~ 16:00	10	5	267	49.4	14	5	304	47.6
16:00 ~ 17:00	14	5	358	47.3	8	5	310	47.2
17:00 ~ 18:00	2	0	491	46.9	10	0	385	45.4
18:00 ~ 19:00	2	0	385	49.5	4	0	365	49.9
19:00 ~ 20:00	2	0	289	47.5	3	0	231	47.1
20:00 ~ 21:00	1	0	165	47.7	0	0	148	47.3
21:00 ~ 22:00	2	0	113	52.2	0	0	112	49.5
22:00 ~ 23:00	0	0	67	52.9	2	0	71	48.9
23:00 ~ 0:00	0	0	31	51.8	0	0	43	50.4
合計	89	40	4,829		96	40	4,732	

備考 1) 廃棄物運搬車量は大型車扱いとした。

備考 2) 表中の台数は片道台数である。

表 1.5.8(2) 廃棄物運搬車両の時間交通量 (S-5)

時間	■左側交通量①				■右側交通量②			
	大型車		小型車	平均走行速度	大型車		小型車	平均走行速度
	大型	パッカー			大型	パッカー		
0:00 ~ 1:00	3	0	22	51.5	2	0	28	53.0
1:00 ~ 2:00	1	0	17	53.7	2	0	11	50.8
2:00 ~ 3:00	2	0	12	54.7	2	0	11	53.9
3:00 ~ 4:00	4	0	13	56.7	4	0	11	52.5
4:00 ~ 5:00	7	0	24	55.4	5	0	18	54.4
5:00 ~ 6:00	1	0	48	54.6	10	0	60	54.3
6:00 ~ 7:00	8	0	238	55.8	3	0	175	53.2
7:00 ~ 8:00	6	0	518	52.0	9	0	381	50.8
8:00 ~ 9:00	10	14	391	50.6	6	14	379	49.0
9:00 ~ 10:00	10	14	305	49.5	10	14	313	48.1
10:00 ~ 11:00	8	14	267	48.5	9	14	308	48.4
11:00 ~ 12:00	7	14	298	49.9	12	14	310	49.8
12:00 ~ 13:00	8	0	303	47.5	7	0	287	49.2
13:00 ~ 14:00	7	14	261	49.3	10	14	289	49.3
14:00 ~ 15:00	12	14	307	47.4	7	14	322	47.6
15:00 ~ 16:00	14	14	350	47.7	7	14	337	49.7
16:00 ~ 17:00	11	14	359	49.9	17	14	416	50.0
17:00 ~ 18:00	16	0	405	46.7	6	0	550	47.6
18:00 ~ 19:00	4	0	394	47.9	9	0	473	48.6
19:00 ~ 20:00	5	0	266	48.0	3	0	322	49.6
20:00 ~ 21:00	5	0	173	48.4	3	0	174	50.3
21:00 ~ 22:00	3	0	119	49.1	1	0	108	52.7
22:00 ~ 23:00	3	0	109	51.1	4	0	60	52.0
23:00 ~ 0:00	1	0	54	50.2	3	0	33	51.2
合計	156	112	5,253		151	112	5,376	

備考 1) 廃棄物運搬車量は大型車扱いとした。

備考 2) 表中の台数は片道台数である。

1.5.8 給水・排水計画

1) 給水計画

給水計画の基本的な流れを、図 1.5.5 に示す。

プラント用水は井水及び上水とし、生活用水は、全て上水道とする。

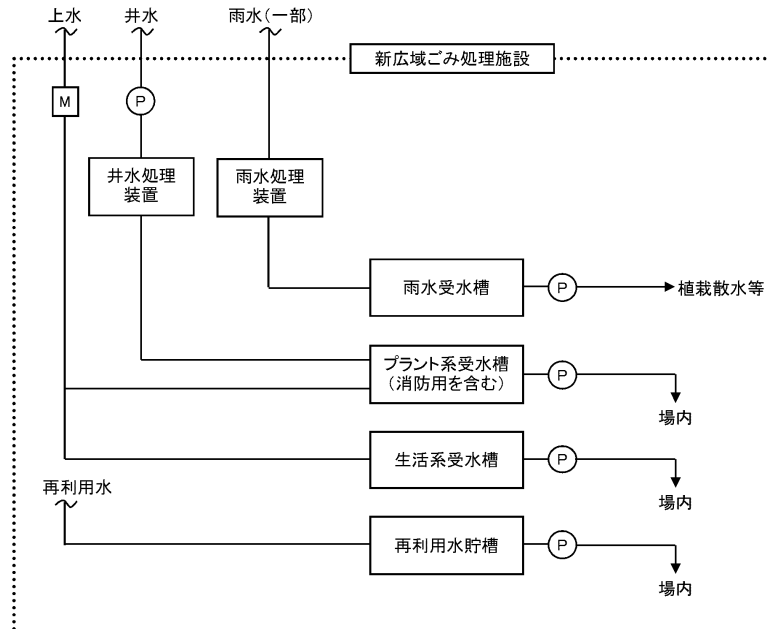


図 1.5.5 給水計画 (案)

2) 排水計画

排水計画の基本的な流れを、図 1.5.6 に示す。

プラント排水は場内で再利用を図った後、下水道排除基準を遵守するよう排水処理を行った上で、下水放流する。また、生活排水は下水道に直接放流する。雨水排水は、構内雨水集排水設備を通じて、調整池に接続する。

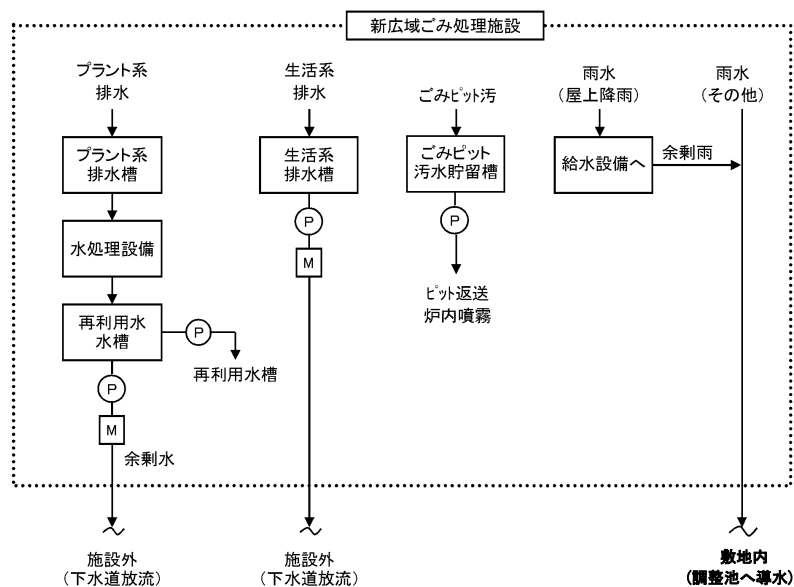


図 1.5.6 排水計画 (案)

1.5.9 余熱利用計画

余熱利用の基本的な流れを、図 1.5.7 に示す。

ごみ焼却施設で発生する余熱は、主に電気に変換して活用する。また、発電した電気は、施設内及び関連施設で有効に利用し、余剰電力は、電力会社等に売却する。

これにより、化石燃料の消費抑制、温室効果ガスの削減を図り、低炭素社会の形成に寄与する。

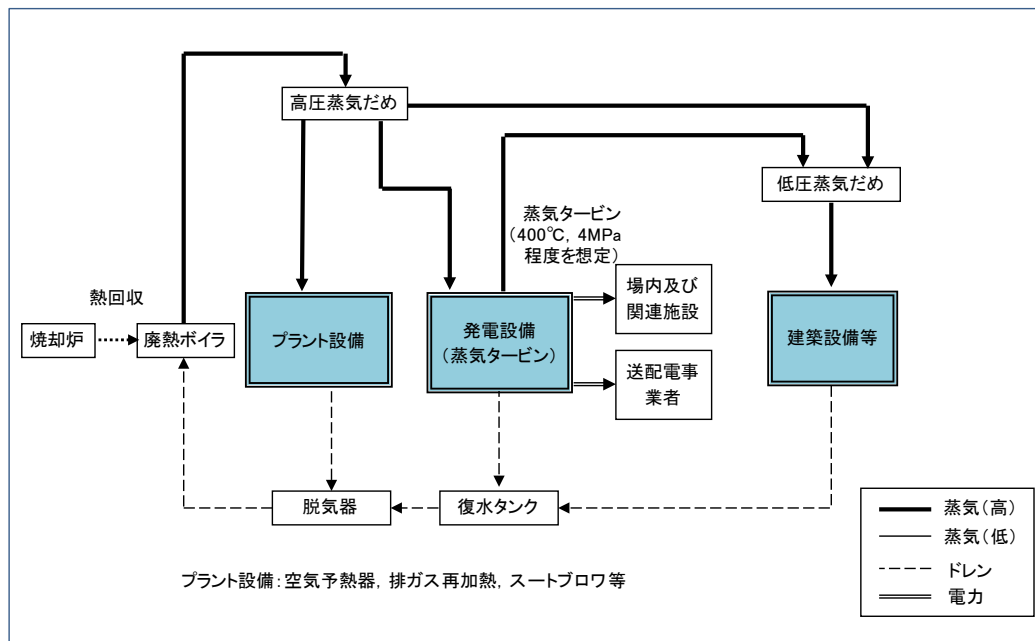


図 1.5.7 余熱利用の方法 (案)

1.5.10 資源化物利用計画

資源化物についてはこれまで4市町で構築してきた資源化ルートを活かすとともに、効果的な利活用が図れるよう必要に応じて資源化方法の見直しを行う。

1.6 工事工程

本事業の工事工程は、表 1.6.1 に示すとおりである。供用開始は平成 33 年度を予定している。

表 1.6.1 工事工程（案）

項目	年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33
建設工事							
基本設計・実施設計、 各種申請、許認可手続き			■				
土壌汚染対策工事			■				
造成工事、調整池工事、 東側市道雨水排水工事、 建設工事				■	■		
プラント工事					■	■	
付帯、外構工事					■	■	
試運転						■	
本施設でのごみ処理							■

1.7.2 公害防止計画

1) 排ガス対策

排ガス対策として関係法令を遵守のうえ、表 1.7.2 に示す法規制値より厳しい公害防止基準値を設定する。

また、排ガス対策として表 1.7.3 に示す排ガス処理設備を設置する。

表 1.7.2 公害防止基準値（排ガス）

項	目	焼却施設の基準等	現行施設の基準等	法規制値
排 ガ ス	硫黄酸化物 (ppm)	30	30	約 3,000
	ばいじん (g/m ³ N)	0.01	0.01	0.04
	塩化水素 (ppm)	50	50	430
	窒素酸化物 (ppm)	50	150	250
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1	1	0.1
	水銀 (μg/m ³ N)	30	—	—

注 1) 法規制値は、新処理施設の施設規模 (215 t/日) での規制値。

注 2) 水銀の法規制値は、平成 30 年 4 月以降竣工する新設炉に適用。

表 1.7.3 排ガス対策

項 目	内 容
ばいじん	ろ過式集じん器により捕集する。
硫黄酸化物	燃料使用の削減、低硫黄燃料の採用、乾式有害ガス除去設備の設置等により対処する。
窒素酸化物	燃焼制御、触媒脱硝装置 (必要に応じ)、無触媒脱硝装置の設置により対処する。
塩化水素	乾式有害ガス除去設備の設置により対処する。
ダイオキシン類	燃焼制御、ろ過式集じん器、活性炭吹込設備、触媒脱硝装置 (必要に応じ)、無触媒脱硝装置の設置により対処する。
一酸化炭素	燃焼制御により対処する。
水銀	ろ過式集じん器、活性炭吹込設備の設置により対処する。

2) 排水対策

排水に関しては、表 1.7.4 に示す「下水道排除基準」を遵守するものとして設定する。

また、排水対策として表 1.7.5 に示す対策を実施する。

表 1.7.4(1) 排水基準（下水道排除基準）

項 目	下水道排除基準
カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L
シアン化合物	検出されないこと
有機燐化合物	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.05 mg/L
砒素及びその化合物	0.05 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.0003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L

項 目	下水道排除基準
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
フェノール類	0.1 mg/L
銅及びその化合物	1 mg/L
亜鉛及びその化合物（溶解性）	1 mg/L
鉄及びその化合物（溶解性）	1 mg/L
マンガン及びその化合物（溶解性）	1 mg/L
クロム及びその化合物	0.1 mg/L
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ²

表 1.7.4(2) 小美玉市条例に基づく基準

項 目	下水道排除基準	
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L 未満	
水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 mg/L 未満 (5 日間)	
浮遊物質 (SS)	600 mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量	鉱油類含有量	5 mg/L
	動植物油脂類含有量	30 mg/L
窒素含有量	60 mg/L 未満 (日平均)	
燐含有量	10 mg/L 未満 (日平均)	
温度	45 °C	
よう素消費量	220 mg/L 未満	

表 1.7.5 排水対策

項 目	内 容
ごみピット排水	炉内噴霧による高温酸化処理する。
無期系排水	凝集沈殿ろ過処理後、灰冷却水等に再利用し、余剰排水は下水道放流する。
有機系排水	油分分離後、下水道放流する。
生活排水	下水道放流する。

3) 騒音・振動対策

騒音・振動については、法令に基づき表 1.7.6 に示す公害防止基準値を設定する。

また、騒音・振動対策として表 1.7.7 に示す対策を実施する。

表 1.7.6(1) 公害防止基準値（騒音）

昼間 (午前 8 時から午後 6 時まで)	朝、夕 (午前 6 時から午前 8 時まで) (午後 6 時から午後 9 時まで)	夜間 (午後 9 時から翌日の 午前 6 時まで)
65 dB (A)	60 dB (A)	50 dB (A)

備考) 敷地境界での基準

表 1.7.6(2) 公害防止基準値（振動）

昼間 (午前 6 時から午後 9 時まで)	夜間 (午後 9 時から翌日の午前 6 時まで)
70dB	60dB

備考) 敷地境界での基準

表 1.7.7 騒音・振動対策

項目	内容
誘引送風機、押込送風機、蒸気タービン発電機等	<ul style="list-style-type: none"> ・室内騒音が懸念される場合は、室内を防音壁とする。 ・騒音及び振動の大きい機器類は、部屋配置及び室内配置を十分検討する。 ・振動の大きい機器は、防振構造の据付を行う。 ・騒音が大きい機器は、防音室内に設置する。 ・ガラリまたは換気扇口からの騒音の漏洩を防ぐ。 ・居室等に騒音及び振動が伝わりにくいよう配置を考慮するとともに、必要な箇所は防音扉を設ける。 ・空気圧縮機は低騒音型とし、その他の機器についても性能を満足する範囲で低騒音型を用いる。

4) 悪臭対策

悪臭については、表 1.7.8 に示す公害防止基準値を遵守するものとし、事業予定地周辺には住宅があるため、規制の厳しい A 区域の規制値を採用する。

また、悪臭対策として表 1.7.9 に示す対策を実施する。

表 1.7.8 公害防止基準値（悪臭）

項目	1号規制 (敷地境界) ppm	2号規制 (排出口) ppm	3号規制 (排水水) mg/L
アンモニア	1	注 1	—
メチルメルカプタン	0.002	—	注 2
硫化水素	0.02	注 1	注 2
硫化メチル	0.01	—	注 2
二硫化メチル	0.009	—	注 2
トリメチルアミン	0.005	注 1	—
アセトアルデヒド	0.05	—	—
プロピオンアルデヒド	0.05	注 1	—

項目	1号規制 (敷地境界) ppm	2号規制 (排出口) ppm	3号規制 (排水水) mg/L
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	注1	—
イソブチルアルデヒド	0.02	注1	—
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	注1	—
イソバレルアルデヒド	0.003	注1	—
イソブタノール	0.9	注1	—
酢酸エチル	3	注1	—
メチルイソブチルケトン	1	注1	—
トルエン	10	注1	—
スチレン	0.4	—	—
キシレン	1	注1	—
プロピオン酸	0.03	—	—
ノルマル酪酸	0.001	—	—
ノルマル吉草酸	0.0009	—	—
イソ吉草酸	0.001	—	—

注1) 2号規制の規制基準は、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出した流量とする。

注2) 3号規制の規制基準は、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した排水水中の濃度とする。

表 1.7.9 悪臭対策

項目	内容
悪臭対策	<p>① プラットホーム</p> <p>ア) 車両出入口に引戸ドアを設け、扉の開閉は車両感知による自動開閉とし、車両の出入り以外は外部との遮断を図る。</p> <p>イ) 出入口扉にはエアカーテンを設け、扉の開閉に合わせた自動運転を行い、開扉の際の外気との遮断を図る。</p> <p>ウ) ごみ投入扉を通してごみピット側への室内空気の吸引を行うことにより、プラットホーム側に臭気が漏洩しないようにする。</p> <p>エ) 車両出入口に風除室（トンネル状）を設置し、強風時等、風の巻き込みを防止する。</p> <p>② ごみピット</p> <p>ア) 押込送風機吸引口をごみピット上部に設け、炉内空気として利用することで燃焼脱臭を行う。</p> <p>イ) 1 炉停止時及び全炉停止時のために活性炭吸着方式の脱臭処理装置を設けるものとする。また、消臭剤散布による臭気対策を図る。</p> <p>③ 居室関係</p> <p>ごみピットに接する中央操作室、控室、受入室等の居室については、居室内天井部のシール性を図るとともに、居室周辺の室内配置上、ドアの開閉により、臭気の流入を避けるため前室を設けるものとする。</p>